

## 不動産取得税啓発文案（9月掲載依頼分）

案1、2のいずれをご採用頂いても構いません。

（啓発文案1）

**土地や家屋を取得した場合は  
不動産取得税がかかります！**

売買・贈与・交換・建築などによって不動産（土地・家屋）を取得（登記の有無は問いません）されると、不動産取得税の課税対象となります。

県税事務所に備え付けの申告書により、不動産を取得した日から60日以内に、申告してください。

（申告書は県のホームページからもダウンロードできます。[兵庫県 不動産取得税](#)で検索してください。）

納税については県税事務所から送付される納税通知書により、納めていただきます。

### 【不動産取得税の計算方法】

不動産の価格 × 税率（4%） = 税額

#### 不動産の価格とは

- 売買・贈与・交換などにより取得したとき……  
市町の固定資産課税台帳に登録されている価格
- 家屋を新築・増築または改築したとき………  
固定資産評価基準により評価した価格

#### 価格、税率に関する特例

- 宅地は、平成30年3月31日までに取得されたものに限り、不動産の価格に1/2を乗じて税額を計算します。
- 土地及び住宅は、平成30年3月31日までに取得されたものに限り、税率が4%から3%に軽減されます。

また、一定の条件を満たす住宅や住宅用土地を取得した場合、さらに軽減措置があります。

詳しくは、最寄りの県税事務所にお問い合わせください。

<兵庫県・県税事務所>

(啓発文案2)

**土地や家屋を取得した場合は  
不動産取得税がかかります！**

売買・贈与・交換・建築などによって不動産(土地・家屋)を取得(登記の有無は問いません)されると、不動産取得税の課税対象となります。

県税事務所に備え付けの申告書により、不動産を取得した日から60日以内に、申告してください。(申告書は県のホームページからもダウンロードできます。)

納税については県税事務所から送付される納税通知書により、納めていただきます。

詳しくは、最寄りの県税事務所にお問い合わせください。

<兵庫県・県税事務所>